

# 三条市立旭小学校 いじめ防止基本方針

令和5年4月

## 1 いじめ問題についての基本的な考え方

いじめは、全ての児童に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨とする。

また、全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないようにする。いじめがいじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分に理解できるようにする。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識する。学校は、国、地方公共団体、地域住民、家庭その他の関係者との連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行う。

### (1) いじめの定義（「いじめ防止対策推進法」第2条より）

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童の立場に立って行うものとする。なお、起こった場所は、学校の内外を問わない（ネット上も含む）。具体的には、「いじめ防止等のための基本的な方針」に示されているように

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
  - ・仲間外れ、集団による無視
  - ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
  - ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
  - ・金品を要求される
  - ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
  - ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
  - ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる等
- である。

### (2) いじめ類似行為の定義（「いじめ防止対策推進法」第2条より）

「いじめ類似行為」は、当該児童が当該行為を知ったときに心身の苦痛を感じる蓋然性の高いものをいう。例えば

- ・SNS等で悪口を書き込まれたことについて、書かれた本人が知らないとしても、その行為を本人が知った時に、嫌な思いをする可能性が高い場合
- である。

### (3) いじめの防止等に関する基本的姿勢

- ① 児童の人権に関する理解を深め、豊かな人権感覚を養うため、学級活動、道徳教育を中心に全教育活動を通して行う。「いじめは人間として絶対に許されない」という強い認識のもと当事者意識をもって解決しようとする行動力を身に付けさせる。また、被害者の立場になったときの対処法を身に付けさせ、自分の命を守る行動を迅速に行えるようにする。
- ② いじめは、どの学校でも、どの子どもにも起こりうるという認識のもと、早期発見、即時対応の体制を整える。人権教育、道徳教育、学級づくり等に関する研修を充実させ、全教職員の資質・指導力向上に努める。

- ③ 保護者・地域、関係諸機関との連携を図るとともに、児童に対する保護者・地域の健全育成機能や教育力が一層向上するよう支援に努める。

## 2 いじめ未然防止のための手立て

### (1) あらゆる教育活動・場面で培う児童の資質

- ① 学習や生活のルールを尊重し、守る資質 (明るく笑顔で挨拶する子)
- ② 自分の目標の達成に向け、努力を惜しまない資質 (最後まであきらめずにがんばる子)
- ③ 自他の良さを見付け、素直に認めることができる資質
- ④ 積極的に他者とかわり、他者の心を想像し共感する資質 (人の気持を考え行動する子)
- ⑤ 人権が尊重されていない場面を見付けたらおかしいと感じる人権感覚
- ⑥ 問題解決に向けて方策を考えたり行動したりする資質
- ⑦ いじめをはじめとした人権課題の解決に向けた知識・技能を身に付ける。

### (2) 資質を培う重点教育活動・場面

- ① 各教科→聞く姿勢、学習ルールの徹底、協働作業・対話的活動での適切な指導
- ② 道徳→「生きる」の活用、「考え議論する道徳」、振り返りによる実践力の向上
- ③ 特別活動→学級会・委員会での話し合い重視、児童会主体の活動、縦割り班活動
- ④ 学園交流活動→小1～6交流会、ブリッジスクール

### (3) 年間予定

	生活目標 (◆当校の重点指導事項)	節目となる行事等
4月	やる気 ～こんなクラスにしたいな～	始業式 入学式 一迎会 第1回四つ葉学園あいさつ運動
5月	チャレンジ～自分を信じて～	運動会 四つ葉学園学習習慣強調旬間
6月	さわやかなあいさつや返事をしよう (◆あいさつ・返事)	
7月	みんなで決めたためあてに取り組もう	終業式
8・9月	本気・根気 ～自分の力を出し切ろう～	始業式 第2回四つ葉学園あいさつ運動 全校大崎山ハイキング
10・11月	自分や友達のよいところを見つけよう (◆自他のよさ)	持久走大会 文化祭 旭っ子フェスティバル 四つ葉学園いじめ見逃しゼロスクール集会 四つ葉学園学習習慣強調旬間
12月	学習のきまりをしっかりと守ろう	終業式
1・2月	心のあいさつ さわやかに (◆あいさつ・返事)	始業式 六送会
3月	ステップアップ ～自分をみがこう！高めよう！	終業式 卒業式

### 3 いじめ防止の早期発見のための手立て

教職員は、日頃から児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ必要がある。そのため、以下のように研修を行う。あわせて、定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、児童がいじめを訴えやすい体制を整え、早期発見、即時対応に努める。

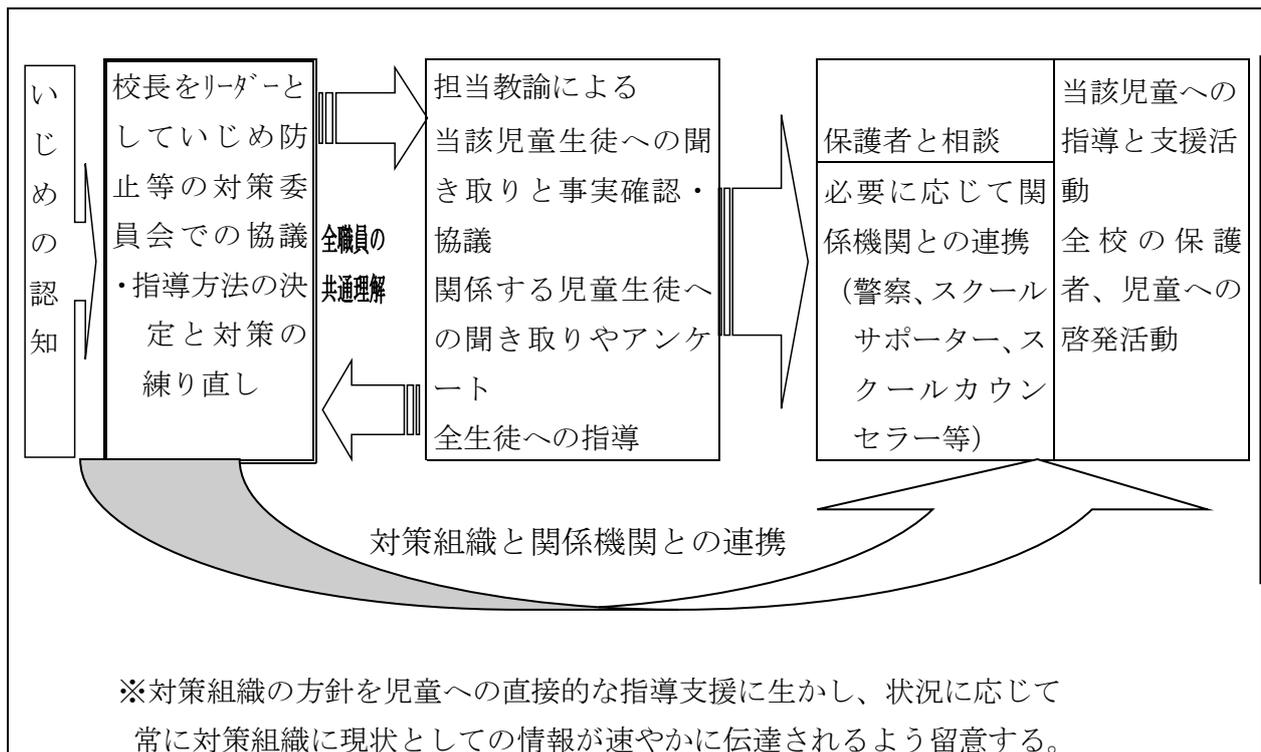
- ・職員研修…「いじめ防止基本方針」「人権教育・同和教育」「わかるできる授業づくり」「Q-Uを利用した学級づくり」研修(4月、5月、8月、12月)
- ・聞き取り調査…おかしいと感じたら適宜(被害者・周囲にいた児童・加害者)
- ・QU(いじめ実態)調査…学級満足度、学校生活意欲度、孤立感侵害感の診断(6月、11月)
- ・教育相談…Q-Uや生活アンケートをもとに実施(6月、12月)
- ・生活アンケート…家に持ち帰って保護者と一緒にアンケートを記入(12月)

### 4 いじめに対する即時対応の手立て

#### (1) 即時対応に係る認識

いじめやいじめに至る可能性のある事案を認知・発見した場合は、次にあげる事項について共通の認識をもち速やかに対応する。

- ① 特定の職員で抱え込まず、速やかに生活指導主任、管理職に報告し、組織的に対応する。
- ② 当該児童、周囲に聞き取るなど正確に事実を把握するとともに、記録に残す。
- ③ 被害児童の安全の確保及び心のケアを最優先とし、被害児童を守り通す。
- ④ 加害児童に対しては当該児童の人権に配慮しつつ、人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。
- ⑤ 事案については、教職員全員で情報を共有し同一姿勢で臨むとともに、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。(緊急事態は速やかに関係機関への通報を行う。)



## 5 いじめ防止等のための組織について

- (1) 名称 この組織を「旭小学校いじめ防止推進会議」とする。
- (2) 構成員 校長、教頭、生活指導主任、養護教諭、S サポーター、S カウンセラー  
(\* 事案によっては学識経験者やP T A役員、自治会役員、学校運営協議会委員)
- (3) 組織の具体的な役割
  - ・ 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正する役割
  - ・ いじめの相談・通報の窓口としての役割
  - ・ いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動等に係る情報の収集と記録、対応策、対応体制、保護者との連携等にかかる役割
  - ・ いじめを中核にした人権課題、人権教育の推進、児童の状況等についての定期的な情報交換及び意見聴取

## 6 重大事態にかかる対応について

- (1) 重大事態の定義
  - ① 「いじめにより」当該学校に在籍する児童等の「生命、心身又は財産に重大な被害」が生じた疑いがあると認めるとき。
  - ② いじめにより当該学校に在籍する児童等が「相当の期間」学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

※「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、迅速に調査に着手する。また、児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で調査・報告等に当たる。
- (2) 重大事態としての認知と調査
  - ① 重大事態の認知  
学校はいじめの認知があった場合にはそのすべてを教育委員会に報告する。その中にあって、重大事態であるか否かの判断は教育委員会が行う。
  - ② 重大事態の調査及び対応
    - ・ いじめが児童の生命や心身に重大な危険を生じさせる恐れがある場合は、いじめ防止対策推進法第23条に基づき、直ちに警察に相談・通報を行い、適切に援助を求める。
    - ・ 調査組織は教育委員会が設け、実際の調査を行うものとする。ただし、その実務は学校が担当するものとする。
    - ・ 教育委員会は、いじめを受けた児童等及びその保護者に対し、必要な情報を学校とともに適切に提供するものとする。

## 7 その他の学校の取組

- (1) いじめの防止等に関わる職員研修を定期的に行う。
- (2) いじめ防止等のため、学校運営協議会、PTA、自治会、育成会、校友会と連携していじめ防止等のための取組を強化する。
- (3) 常に警察等の関係機関と連携し、いじめ防止等に係る取組を強化する。
- (4) 上記の取組について「いじめ防止推進会議」において、評価と改善を毎年行う。